

## 平成30年度 第1回 武蔵野市男女平等推進審議会議事要旨

日 時 平成30年5月10日（木） 午後7時～9時  
会 場 男女平等推進センター会議室  
出席者 権丈会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員、小澤委員、菅野委員、  
竹内委員、中村委員、三上委員、山田委員  
(欠席) なし

### 1 開会

### 2 会長挨拶

### 3 議 題

- (1) 前回議事録の確認
- (2) 計画策定のスケジュールと計画の体系について
- (3) 計画策定の前提となる武蔵野市の前提について
- (4) 新基本目標Ⅰ 男女平等意識に関する現状と課題、施策
- (5) 新基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに関する現状と課題、施策
- (6) その他 次回審議会の日程について ほか

#### ■議題（1）前回議事録の確認

資料6に基づき事務局より説明。

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は今月中に事務局に連絡をお願いしたい。

#### ■議題（2）計画策定のスケジュールと計画の体系について

資料1、2に基づき事務局より説明。

【事務局】 第1回目の本日は、武蔵野市の現状、新基本目標Ⅰ、新基本目標Ⅳについて審議いただきたい。続いて、第2回が新基本目標Ⅱ、第3回が新基本目標Ⅲという形でやらせていただきたい。そのうえで、担当課長へのヒアリングが予定されているので、当該課長の予定により、項目を移動させることをお願いしたい。

【会長】 基本的にはⅡが先で、次がⅢという形であるが、担当課長の都合によって、多少変わる可能性があるということで、了承した。

【事務局】 9月、10月、11月で第三次計画の評価となっている。第四次計画について審議する中で、第三次計画の評価も同時にやりたいと考えている。

その次に計画の体系だが、武蔵野市男女平等の推進に関する条例の基本理念を受け、今計画の目的として、「男女が互いに人権を尊重し、ともに責任を分かち合いながら、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたりいきいきとくらせるまちを目指します。」と提案する。新基本目標のⅠからⅣは資料2のとおりである。

【会長】 ご質問、ご意見等があれば、お願いしたい。

【副会長】 新基本目標1-3の(2)「性同一性障害のある人などへの支援」についてだが、(1)「性の多様性に関する理解の促進」は意識の問題であるが、支援とか同性パートナーシップというのは意識の問題ではないので、入れるとすれば、新基本目標Ⅲの人権尊重の中に新項目を入れて入れ込むほうが良いのではないか。

計画の目的の文言についてだが、「男女が」は「全ての人が」のほうが良く、一回ここで点が入って、互いに人権を尊重し、その次の文の「ともに責任を分かち合いながら」の文言の意味は何なのかということを考えられればいいということが1つ。

次の、「性別にかかわらず」のところだが、この性別は「性別等」と条例にも入っているので、ただの男女という性別ではない、もうちょっと膨らみのある言葉で、条例内に定義もあるので、「性別等」にさせていただくというのが私からの意見である。

【会長】 「男女が」は、「全ての人が」が条例との整合性もあり、いいだろうと思う。「全ての人が、互いに人権を尊重し」は良いが、「ともに責任を分かち合いながら」がちょっとどうかという事だが、意見があれば、お願いしたい。

「性別にかかわらず」は、条例との整合性から考えて、「性別等にかかわらず」と修整するというのに賛成である。

【副会長】 一旦そこで点を入れて、「なく、その個性と能力を発揮して」とする。

【会長】 あとは、そのままということで、「全ての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して」となるが、意見があればお願いしたい。

【副会長】 可能であれば、法律をつくったときの議論をちょっと見てみるので、とりあえずペンディングでお願いしたい。

【会長】 では、そこは後ほどまた確認することにした。ほかに何か意見はあるか。

【委員】 パートナーシップ証明の件だが、武蔵野市もやろうとしているのか。

【副会長】 やる、やらないはここで議論することになるが、どのカテゴリーで議論するかということである。新基本目標Ⅰは「意識を育むまち」である。性同一性障害のある人などへの支援や、同性パートナーシップというのは意識の問題ではなく、もっと施策的なものなので、新基本目標Ⅰではなくて、「人権の尊重」のⅢとか、少なくともⅠではない部分に、カテゴリーとしては入るのではないか、ということだ。

【委員】 やるかやらないかは、ここで考えるとすると、未だやらないならば、この場所でいいのか、やるとしたらⅢの方がいいのではないかとなるのか。

【副会長】 どこで議論するかということについて、ⅠではなくⅢということだ。

【会長】 何らかの形で議論するのは確かである。

【副会長】 最終的なまとめのときに、多分Ⅰには入らないだろうということだ。

【会長】 意識づくりの部分でⅠに入る部分もあるかもしれないが、Ⅰから全部外して、まとめてⅢのほうにということか。Ⅰにも残して、Ⅲにも入れるイメージか。

【副会長】 性同一性障害のある人への支援は具体的な支援だから、Ⅰというのはちょっとあり得ないと思う。パートナーシップも制度なので、意識の問題ではないはずなので、Ⅰは厳しいと思う。でも、今日、資料があるので、検討のボリュームを考えて、今日検討してしまうのは良い。ただ、入れるとすればⅡかⅢ、ⅢかⅣに、最終的には入れるということだと思う。

【会長】 ほかに何かあるか。特にないようであれば、基本はこの形とする。

### ■議題（３）計画策定の前提となる武蔵野市の現状について

資料３に基づき事務局より説明。

【委員】 市の施策に望むことで、一番上のところに「保育・介護制度の充実」というのがあるが、現行制度を充実してほしいという意味か、今の制度からもっと幅広くという意味合いなのか。

【会長】 個別のところに出てくるものが何かヒントになればいいが、ここだけだとよくわからない。

合計特殊出生率が、武蔵野市が低い理由についてだが、年齢構成のせいなのか、あるいは結婚している人が少ないのか。どこに理由があって、東京都よりもいつも低めなのかわかるか。

【担当部長】 年齢構成なのかということも言われてはいるが、本当にそれがそうなのかというのはちょっとわかりかねる。

【会長】 年齢別の結婚率というのはわかるか。必ずしも、仕事と育児の両立支援が充実していないために低い、というわけでもない可能性がある。合計特殊出生率は、15から49歳までの女性の出生率を足しあげた形で算出されるので、年齢構成の影響がデータに出る。年齢構成によれば、やむを得ない部分もある。

【担当部長】 出てくる場所ではあるが、本当にそれなのかはわかりかねる。

【会長】 また、女性の労働力率の推移についても、武蔵野市のほうが東京都よりも低いということだが、これも両立支援が足りないからかどうかはよくわからない。夫が高所得であれば、妻は働く必要がないという影響もある。複合的なものなので、参考になるデータがあれば出していただいたうえで、再度検討したい。

【担当部長】 そのあたりは、やはり言われているところではある。

【会長】 男性の労働力率は、東京都と比べて低いとか高いとか、年齢別のそうしたデータはあるか。今回は女性だけだが、男性も同じようなグラフをつくったとき、東京都に比べて低いといったことはあるか。多分東京都とそんなに変わらないのではないかと思うが。

【担当部長】 わかる範囲で、次回、資料があれば提出したい。

【会長】 そして、6番の審議会のところは、武蔵野市は女性の委員の割合が高いという結果になっている。例えば本審議会は、「その他審議会」に入るか。

【事務局】 お見込のとおり、「その他の審議会」である。

【会長】 それは、わりと時間のある女性が多くて、活動してくれているのか。それとも、やっぱり進歩的で、女性がたくさん登用されているのか。

【事務局】 お見込の通りに加え、市としてもかなり意識して人選している。

【委員】 第三次のときに、ここには女性がいっぱいいるけれども、こちらの委員会は誰もいないといった、データが全部出た。

【会長】 今日は、全体像ということでこちらを出したが、毎年出している男女共同参画計画の進捗状況調査報告書のほうには細かなデータが掲載されている。そこには、各委員会ごとの女性委員の数が、まだ女性委員がいない委員会もあった。

確かに女性委員の割合は全体では高いけれども、全く問題ないかというところ、ちょっと違う。男女のバランスがとれていないところもある。その点は細かく見て、指摘していく必要があるところだと思う。平均で見ているとわからないところがあるということだ。そのほか、何か意見があればお願いしたい。

【副会長】 これは男女の平等の話には関係ないと思うが、4ページの女性の労働率の中で、意外だなと思ってびっくりした。65から69歳で30%の女性が働いていて、70から74歳でも20%以上の女性が就労されているというのが意外ではあった。これは上がってきているのか、あまり変化がない数値なのか。

【事務局】 微妙であるが、上がっている。

【担当部長】 人数も増えているだろうし、22年から27年に、70歳代というのが徐々に増えてきてはいると思う。ちょうど3年ぐらい前に、団塊の世代が65歳に全員入ったという形になっているので、そのあたりも増えて、母数が増えているというのものもあるのかもしれない。ただ、やはりお元気な方も増えているのかもしれない。

【会長】 日本全体として、まずは60代前半の就業率が上がっている。それは高年齢者雇用安定法の影響によるところが大きい。あわせて最近では、65歳以上もできるだけ働ける環境を整備するようになってきた。若者の労働力不足の問題もあるので、いろいろなところで高齢の方が働くよう

にもなっている。グラフは、それぞれの年齢カテゴリーで見ているので、その年齢の中でも働く割合が上がってきているという状況である。

■議題（４）新基本目標Ⅰ 男女平等意識に関する現状と課題、施策

資料４－１、４－２、５に基づき事務局より説明。

【会長】 新しい基本目標Ⅰに関して、資料４－１は平成２９年度武蔵野市男女平等に関する意識調査報告書の中から、新基本目標Ⅰに関係しそうなところを抜粋したものである。資料４－２は当審議会で昨年度作成した評価の報告書で、同様に新基本目標Ⅰに関連しているところを抜き出したものである。

最後に、資料５で、新基本目標１－３「互いの性を理解し尊重する意識づくり」に関連して、同性パートナーシップに関する取り組みをしている自治体の情報を調査したものである。この１－３に関して、同性パートナーシップについて、どんなふうに記載していくのかというのが今回の計画の１つの特徴若しくは課題になると考えている。

【副会長】 パートナーシップの資料について、比較的、渋谷区が制度として、すごくかっちりしている印象だが、公正証書として任意後見の公正証書というのはわかるが、その後の合意契約の公正証書は何を合意している内容であるか、わかるか。

【事務局】 渋谷の記載事項の例だ。療養看護に関する委任、財産関係、財産関係の清算、日常家事債務に関する責任、本契約の終了事由、慰謝料とかである。

【副会長】 全体に、婚姻の法律関係に寄せて、しっかりしている印象である。

【委員】 確認だが、同性であればパートナーシップをとるためにこれだけの費用がかかるが、異性同士の婚姻関係であれば、通常かからないということか。

【副会長】 その通りである。

【委員】 ということは、ここで既に同性であることのハンディがある。

【副会長】 市とか区に対する手続、いわゆる入籍に相当する手続の費用は要らない。そういう意味では同じである。ただ、結婚すると当たり前前に生じる法律関係がこれだけでは生じないので、そのぐらい重い関係性を生じることに同意をするという手続をとるために、渋谷区の場合には、公正証書を２本つくっている。その書類をつくるための必要費用である。

【委員】 なるほど。意外と１万１，０００円掛ける２って高いなと思うが、他の自治体では、あくまで表面的な、出していますよというアピールということか。

【副会長】 ほかの市区町村はわりと軽く入れる、使えるという感じである。結婚するということから生じる法律関係は、多岐にわたっており、相当お互いが負う義務というのは重いものである。そういうものは全部なしで、ローンとかも組めて、保険はもらえるようにしよ

うということにするのかどうか、という価値判断である。

【委員】 比較的日本は、その点は古い。ドイツなどのほうが、こういう事はすごくもっと厳しいと聞く。こういう公正証書というと、相続の場合とか、多分そういう問題のところが大きいのだと思う。

【委員】 もし武蔵野市で、そこに料金が発生するとなると、どうしてその料金が発生するのかということを説明しないと、何で同性だけという声が多分来るなど。法律的なことだが、そこも含めて、どこまでを認めるかというところがすごく大切。

お金がかかっても、仕方ないと思うが、それをちゃんと理解できるレベルにまで周知できるかというところが、このパートナーシップを考えるときのポイントと思った。

【担当部長】 渋谷区以外は宣誓書受領証になっていて、渋谷区はパートナーシップ証明書になっているので、やはり重さが違うのかもしれない。

【副会長】 重さは違う。だから、制度設計の問題で、どっちがいいとか悪いとかの問題ではない。

【委員】 今の、結婚に対する重みの違いではないか。どういう形で裏づけるか、財産分与にしても、相続にしても、生命保険に対しても、それから病院での証明という、それがすごく大きいのではないか。

【副会長】 重い効果が発生するのに、あんまり軽く入れて大丈夫かなというのはある。確かに公正証書でお金はかかるが、この手のことは結婚すれば、これ以上のもっと重い義務をお互いに負っているので、結婚に比べればまだちょっと軽いぐらいの感じじゃないかなというのが印象である。

【委員】 本来は、生活ということに関して、パートナーというのは一夫一婦制なわけで、結婚でも、同性でも同じだと思う。ただ、意識しないで結婚して、あと、ずっと末永くいくと思っているのが異性間の結婚である。ここの場合は、全体的に周りが大丈夫かなというような場合であるが、本来は一緒だと思う。

ただし、今度は、男女のパートナーにおいては、自分たちが何かしたときに、事務的に、感情的にならなくてといったときに、いい関係のときに公正証書にしておくというようなこと。まだ日本は、権利と義務という、そういうものをつくるのが一般的になれていないから、でも、これはほんとうに発達した人間関係においては全く一緒で、同じだと思う。ただ、先ほど言ったように、お金がここの部分だけかかるというのはちょっと引かかる。

【委員】 やるからには、同性カップルが発行してほしいと感じるような、市役所に足を運ぶような制度にすべきだと思う。ただし、そこに費用が発生するとなると、それはちゃんと説明をしないと、男女では必要ないのに、こっちは何で費用が発生するのだろう、というところも含めて、周知が必要だと思う。

【副会長】 例えば同性同士で結婚できるようになれば、この公正証書で書くようなことは、全部

当たり前の義務として発生する。ただ、そのぐらいの重みがあるものを発生させるために費用がかかるということが問題で、それを市が支援するとかということは、あり得ない話ではないと思う。それが不平等だというなら、制度設計としては、そこに何かお金を出していくことは不可能ではないと考える。

【委員】 これからそういう事も含めて、充実した内容にしたい。どうせ話し合うなら、渋谷を超えたものにしたいと思う。

【会長】 渋谷区では、問題点とかを検討されているのか。

【担当部長】 パートナー解消の時の問題があるようである。宣誓証明書だと、出したままになっていて、その後の調査も難しい。多分そのあたりが課題である。現状は、転出したかどうかもわからない。

【委員】 渋谷区以外は、発行しっ放しということになるのか。

【副会長】 確かに。二重でできることになる。

【会長】 新基本目標Ⅰについて、他に言っておきたいことはあるか。特にないようであれば、新基本目標Ⅳ、男女平等推進の体制づくりに関する現状と課題、施策について、進みたい。

資料４－２は、昨年度の審議会でも第三次計画の進捗状況について評価をしたものである。特に体制づくりのところは、第三次計画の中で課題であり、実のところ、それ以前の段階から課題とされていた条例の制定ができたことを評価して「◎」がついている。

まだ新年度が始まって間もないが、課題について、すでに何か取り組んでいることはあるか。

【事務局】 メディア・リテラシーについては、各先進市の状況、情報を集めたところである。今後、どのようなスケジュールで進めていくか。今年度でできるものなのか、全庁的な取り組みを行って、もう少し時間をかけるのかということである。

【会長】 新基本目標Ⅳについて、質問、コメント等あれば、お願いしたい。

【副会長】 今の行政刊行物の表現の見直しの関連だが、具体的にこのガイドラインをつくるとしたら、担当課としては、どちらになるのか。

【事務局】 男女平等推進センターと秘書広報課の広報担当が入るのは間違いない。庁内でワーキンググループを立ち上げる方法もある。先進自治体がどういうつくり方をしているか、ヒアリング等を行いたい。

【副会長】 調査をした時点で、他の市区町村の例を見せていただきたい。

【会長】 ほかに何かあるか。

【委員】 さっきの計画の目的で、「ともに責任を分かち合いながら」をペンディングにしたが、妥協としては、取り合いながらじゃないか。２人でとるのかもしれないが、分かつことは責任があるのかなと思って、さっきからここが引っかかっている。

【副会長】 何の意味があるか、何のための必要性があつてこの言葉が入っているのかということだが、多分法律をつくるときに、この文言を入れるときに、どういう議論がされていたのを見ないとわからない。

【委員】 私の感性かもしれないが、基本法をもとにして、条例案のときに前文をつくったので、ごく自然に当たり前のこととして入ってきている。

それと、むしろ意識という意味においては、パートナーシップというのは制度の問題というのと、意識というのもある。何かやっぱり意識のところであつていいのではないかと思うし、お互いの感性の違いかもしれない。でも、これは、やはり基本法という、もともとのところにしっかり書いてあるので、それはとてもよくわかる。

【副会長】 それはわかる。だから、法律のほうが、効力が強くて、その下に条例があるので、あえてそれをここから逸脱してやろうと思つているんじゃなく、目的としてつくるのに、意味がわからないものが入っているのがちょっと何か気持ちが悪い。何の、どういう意味の文言なのということをもうちよつと知りたいと思う。

【委員】 これ、実は「ともに責任を分かち合いながら」という表現をカットしたほうが、誰が読んでもわかりやすい文章である。条例として入っていることは全く問題ないということか。

【副会長】 そうである。

【委員】 だから、その前提で括弧にしたのである。

【委員】 それはなくてもとてもシンプルで、読みやすいなというのは、言われてみれば思った。何の責任なのだろう、というところがちょっとわかりづらいところはあるかも知れない。

【副会長】 そうである。何か賠償責任とかじゃないところで、あんまり法的には責任という言葉って軽く使わないので、じゃ、ここで責任と法律に書くとすれば、何の責任をどう分かつという話をしているのかというのがすごくふわつとしていて、法律になれていると、逆に、言いたいことが何なのか、もうちよつとはっきりさせてくださいという気持ち悪さはある。だから、結局、言葉の意味がはっきりしないから、みんながそれぞれに違う意味にとつていって、かみ合わなくなつてしまうので、できるだけ何のつもりで書いたものかということを確認したいと思う。

【会長】 引き続きそこは議論していきたい。そのほかの点で、確認しておきたいこと、コメント等はあるか。

【副会長】 SNSのルールづくりがされた。具体的にはどんなルールだったのかなというのは。

【委員】 ざつと言うと、男女平等も、どちらにしても人権教育にかかわる内容なので、SNSのルールというところについても、人を大切にすることを経営にしている。学校と家庭が連携してSNSルールづくりというのをやっているが、これはSNS家庭ルールとかSNS学校ルールという形になっているので、学校だったり、家庭ごとだったり、内容はいろいろある。



【委員】 学校というのは、小学校、中学校、高校、いろいろあるかと思うが。

【委員】 これは東京都教育委員会が進めていることなので、私は教育委員会の小、中が分野であるため、そこを対象にしか考えていないので、高校はどうなっているか存じ上げない。

【委員】 審議会の評価が「○」にしているので、どこかで議論している。

【会長】 事務局で、このSNSルールについて、どこかの学校について、参考例として出していきたい。

【担当部長】 確認する。

【委員】 ちょっと確認したい。さっきのパートナーシップの資料5で、制度の根拠というところについて、渋谷区のみと書いてあるが、どうか。世田谷区が今年度の4月に、多文化共生LGBT男女共同参画条例とかというのを制定したはずである。

【会長】 世田谷区もパートナーシップに関する条例を制定したということか。

【委員】 はい。それが今年度の4月で、15日に、ちょうどその勉強会があるので伺うのだが、だから、条例になっているのではないか。

【担当部長】 その条例は、例えば今まで男女平等という形の条例だったものが、そういった形で変わったということではなくて、条例に基づいて宣誓書をつくるということか。

【委員】 いや、世田谷区は、条例はなかった。

男女平等参画条例が施行されて、その名前が、今のような、要するに、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例というのになっているので、多分、ここはお調べになった後で条例が制定されたのではないか。まだ先月のことなので。

【担当部長】 パートナーシップに関するところが、その条例に組み込まれたかどうかというのを確認したいと思う。

【委員】 武蔵野がもしやるとしたらよりよいものをおっしやっていたが、市民協議会の1人が非常に詳しい人がいて、世田谷のほうが大変いろいろな意味でいいと言うのであるが、どういうふうにかわかわからないので、勉強してこようと思っている。

【副会長】 パートナーシップについて、別にここでその法案をつくるわけではない。だから、それについて検討する範囲をある程度決めておいたほうがいいと思う。

【担当部長】 市長の就任時の施政方針の中でパートナーシップ証明を検討するという形になっているので、やるやらないも含めて、やるのかやらないのか、やるのであれば、どういったものかいいのかぐらいではないかと思う。

【副会長】 条例をつくるのか、そうじゃなくて制度にするのかという、どちらを書くかということか。

【会長】 計画には、検討すると入れることを考えていたが、条例の制定を検討すると書くのか。

そこまでは書く予定はないのではないか。

【担当部長】 ない。そこは、その先は、また行政側が考えていくところだと思っているので、この武蔵野に必要なのかどうかというところだと思う。

今年度、第6期長期計画も始まるので、そこに関係してくる。やはり非常に大きなことだと思うし、市民の生活にもかかわってくるものだと思っている。また第6期長期計画の中でも、この計画がもとになって、記載が入ってくるのではないかと考えている。

【副会長】 検討するかしないかという、さくっと大きい1つのくくりについて、どちらにするかということか。

【会長】 とりあえずはそう考えている。ただ、これから夏にかけて、この議論が大いに盛り上がって、武蔵野市でもぜひ進めたいということになれば、条例制定に向けて検討すると書くこともないわけではない。

【委員】 せっかく弁護士もいて、有識者の方が多くて、何か表面だけ決めるのだったら俎上に乗せる意味がないのではないか。逆に、せっかく検討すると市長がおっしゃっているのだったら、何か話し合う時間はつくってもいいかなというのは個人的に思う。

【副会長】 何にしても、多分外部の人を入れたグループとかをつくって検討するのではないか。

【会長】 パートナーシップ制度の検討についての書きぶり、踏み込みぐあいは、今後、引き続き、相談させていただきたい。

【委員】 あと、大事なことは、条例とかそういうもののリスクということも将来にわたって考えておくことだ。例えば公共施設をきれいにするのは違うので、心情とか責任とか何かの問題で、それをつくったからって、それが、例えば離婚でも何でもそうかもしれないけど、債権でも、判定が下っていたとしても、それが履行できない場合もあるわけなので、払えないとかという問題も含めて。その辺も含めて、条例をつくった場合の、今度は違うリスクも、何かのときに大きく意識しておきたいかなと思う。

今と、即今と、将来と。多分、今、難しいのは、すごく変わってきたことである。最初にこの男女共同参画推進委員会の委員をやったときと、ここ数年でものすごく違って来たと思う。違って来たというのは、世の中のいろいろなモラル感も含めて随分外にも出てきたし、犯罪にしても、世の中の変わりぐあいがすごいと思う。

【会長】 では、以上で本日の審議会は終了とする。

— 了 —